



建不第223号
令和3年5月18日

各関係団体の長様

千葉県国土整備部建設・不動産業課長
(公印省略)

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等に関する補足について（通知）

のことについて、令和3年5月14日、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等についての補足が示されました。

つきましては、令和3年5月10日付け建不第197号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について（通知）」について、別紙のとおり補足しますので、貴団体の会員に対して速やかに周知いただきますようお願いします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都県の感染状況等を踏まえ、隨時見直しを行っていきます。

別紙

(1) 施設の使用制限等における「イベント」の考え方について

「イベント」とは、事前予約制・チケット販売・時間指定（〇時～〇時までの一定の開催時間を予定して行われる興行等）等の方式で不特定多数に向けて集客する単発の興行等（演劇、音楽コンサート、スポーツイベント等）を指します。

ここでいう「イベント」は、夕方～夜間に開催されるものが相当数想定され、一定の開催時間を要することに加え、主催者都合による試合の延長等の発生可能性があり、また、規制退場等を講じなければ退場時に密が発生しやすい等、施設管理者が20時時点での営業終了を担保できない事情が考えられるため、施設の営業終了時刻を21時としております。

このような考え方から、「イベント」関連施設であっても、施設管理者が「イベント」を開催する場合又は「イベント」主催者に施設を利用する場合以外（施設管理者以外の業務上の打合せ・会議・式典等への貸出、施設管理者以外の個人の練習・プレー・運動等への貸出、練習試合・サークルの親善試合等への貸出等）は、一般に施設自らが「イベント」以外の形で集客する施設（例えば、各種練習場、スポーツクラブ等）と同様の営業形態となると考えられることから、営業時間短縮要請等についても同様の取扱いとし、20時までの営業時間短縮の要請又は特措法に基づく要請とあわせたお願いの対象となります。（1,000平米超の場合は要請、1,000平米以下の場合は特措法に基づく要請とあわせたお願い）。

なお、「イベント」主催者が開催形態を変更し、集客を行わずオンライン配信等により実施するために施設を利用する場合については、施設は商業活動を行っているものの、主催者が集客行為を行っていないため、営業時間短縮の要請又は特措法に基づく要請とあわせたお願いの対象としないこととします。

同様に、施設管理者等が集客を行わずに施設を利用する場合（「イベント」のための機材搬入、設置、人員の訓練・練習等）は、営業時間短縮の要請又は特措法に基づく要請とあわせたお願いの対象となりません。

(2) 施設の建築物の床面積の考え方について

① 施設の使用制限と施設の建築物の床面積の考え方の関係

建築物のみならず、敷地内の土地や工作物等、法施行令第11条第1項に規定する施設として機能するための設備等についても施設の使用制限の対象とします。

ただし、施設の使用制限に際し、考慮する「施設の建築物の床面積」とは、施設の敷地に存在する建築物の床面積を意味し、建築物が存在しない土地や工作物等が占める範囲の面積は該当しません。

[例1] ゴルフ場

建築物であるクラブハウスの使用のみならず、コースの使用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、コースの面積は含まれません。

[例2] テーマパーク、遊園地

アトラクションの使用のみならず、屋外パレード等の園内土地利用についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、当該土地の面積は含まれません。

[例3] 飲食店

屋内での営業のみならず、テラス席等屋外での営業についても営業時間短縮要請等、制限の対象となります。ただし、建築物の床面積について、建築物に当たらないテラス席等の面積は含まれません。

[例4] 百貨店、マーケット等施設管理者が存在し、複数のテナントが出店する形式の店舗

- ・ 生活必需品売場、生活必需サービス提供場所の占める割合に関わらず、管理対象である店舗全体が営業時間短縮要請等、制限の対象となります。その場合、テナント契約等の結果として各テナントは制限が課されることになります。

ただし、生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営むテナントについては、「生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請」を行う関係上、制限がかからないこととなります。

- ・ なお、全てのテナントが生活必需品販売、生活必需サービス提供等の事業を営む場合は、店舗に対して営業時間短縮等の要請の対象外となります（生活必需物資売場等を対象から除いた店舗全体への要請が効力を持たないためです）。

[例 5] ホテル又は旅館の集会の用に供する部分

- ・ 集会場・宴会場等として機能する上で必要な箇所の床面積を合計します。
すなわち、ロビー、移動通路、控室、フロント・調理場等の事務スペース等の床面積は合計しますが、客室、大浴場、テナント店等の床面積は合計しません。
- ・ なお、営業時間短縮要請等に当たって、客室、大浴場、テナント店等、集会場以外の制限対象としない部分を機能させる上で必要な箇所（例えば、ロビー、移動通路、フロント、倉庫等）については制限の対象となりません。

② 施設の敷地に複数の建築物が存在する場合

1つの施設の敷地に複数の建築物が存在する場合は、施設の建築物の床面積はそれらの建築物の床面積を合計したものとします。なお、敷地に複数の建築物が存在する場合であっても、複数の施設であると考えられる場合にはこの限りでありません。

[例 1] 百貨店

同一敷地内に1号館と2号館が存在する場合には、床面積を合計します。

[例 2] 立体駐車場

同一敷地内に別棟の立体駐車場が存在する場合には、当該駐車場の床面積も施設の建築物の床面積として考えます。（なお、同一敷地内に露天駐車場が存在する場合には、当該駐車場の面積は施設の建築物の床面積とは考えません）

[例 3] アウトレットモール

同一敷地内に複数の建築物が存在し、それぞれにテナントが入っているアウトレットモールは、全ての建築物の床面積を合計し1つの施設として考え、アウトレットモール全体が制限の対象となります。ただし、生活必需品・サービスを提供するテナントについては、制限の対象なりません。

[例 4] オフィスビル

同一敷地内にオフィスビルが複数棟存在し、一部フロアにスポーツクラブやショッピングセンターが入っている場合には、各施設の床面積は他の施設やオフィス部分の床面積には合計しません。

(3) 営業時間短縮の考え方について

当該施設の営業としての役務提供に係る行為を営業終了時刻までに終える予定とするよう、具体的には、利用者が退場可能な状況が確保されるようお願いします。

なお、営業終了時刻までに利用者が退場を終えていることを基本としますが、営業終了時刻までに無理に退場を終えることとすると規制退場等の整理・誘導措置が講じられず、かえって密になる可能性もあることから、結果として、営業終了時刻以降に利用者の退場が続くことを妨げるものではありません。また、施設において、営業としての役務提供に係る行為以外の行為を営業終了時刻以後に行なうことを妨げません。

(4) 複数の営業形態が考えられる施設への要請等について

通常の施設利用に係る営業時間短縮要請が20時までとされている施設については、例外的に、イベント開催時は21時まで営業した場合も要請に応じているものと認めることとしています。

施設利用については、営業形態の切替えが行われないなど、通常営業とイベント開催を一体的に行ってみるとみなされる場合は20時までとなる点に御留意ください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令【抜粋】

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

- 第十一条 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十四号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。
- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）
 - 十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十五号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。